

# 大分県報

平成十七年  
号外（一七九二）  
十月一日  
（土曜日）

## 目次

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 教育委員会規則                    | 一 |
| 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正        | 一 |
| 大分県立高等学校通学区区域設定規則の一部改正     | 二 |
| 大分県立高等学校学則の一部改正            | 二 |
| 大分県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正   | 三 |
| 教育委員会告示                    | 三 |
| 大分県教科用図書採択地区の指定に関する告示の一部改正 | 四 |
| 教育委員会訓令甲                   | 四 |
| 大分県教育委員会公印規程の一部改正          | 四 |
| 大分県教育委員会文書管理規程の一部改正        | 四 |

## ○教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年十月一日

大分県教育委員会規則第二十号

### 大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（高校教育課新設高校開校準備室にあつては豊後大野市）」を削る。  
第四条第二項の表の高校教育課の項中

給与企画室

給与企画班、給与管理班

平成十七年十月一日

新設高校開校準備室

を

給与企画室

給与企画班、給与管理班

に改める。

第九条第一項第十四号中「給与企画室及び新設高校開校準備室」を「及び給与企画室」に改め、同条第四項を削る。

第十三条の表の教育庁中津教育事務所の項中「西国東郡」を削り、同表の教育庁別府教育事務所の項中「杵築市」の下に「国東市」を加え、同表の教育庁大分教育事務所の項中「大分郡」を「由布市」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の表の教育庁別府教育事務所の項の改正規則は、平成十八年三月三十一日から施行する。

大分県立高等学校通学区区域設定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第二十一号

### 大分県立高等学校通学区区域設定規則の一部を改正する規則

第一条 大分県立高等学校通学区区域設定規則（昭和二十四年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の部の②の項中「西国東郡」を削り、同表の三の部中「大分郡」を「由布市」に改める。

第二条 大分県立高等学校通学区区域設定規則の一部を次のように改正する

別表の二の部の①の項中「東国東郡」を「国東市 東国東郡」に改める。

第三条 大分県立高等学校通学区区域設定規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

| 通学区 | 通学区区域 | 学校名          |
|-----|-------|--------------|
|     |       | 大分県立高田高等学校   |
|     |       | 大分県立中津商業高等学校 |
|     |       | 大分県立中津南高等学校  |

大分県報号外（教育委規則）

| 四                                                                                       | 三                                                                                                        | 二                                                                                                                                                                     | 一                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 津白佐<br>久杵伯<br>見市市                                                                       | 由大<br>布分<br>市市                                                                                           | 速東国杵別<br>見國東築府<br>郡郡市市市                                                                                                                                               | 宇豊中<br>佐後津<br>田高市<br>市市市                                                                                 |
| 大分県立白杵高等学校<br>大分県立白杵商業高等学校<br>大分県立海洋科学高等学校<br>大分県立野津高等学校<br>大分県立津久見高等学校<br>大分県立佐伯鶴城高等学校 | 大分県立大分中央高等学校<br>大分県立大分鶴崎高等学校<br>大分県立鶴崎工業高等学校<br>大分県立情報科学高等学校<br>大分県立大分東高等学校<br>大分県立佐賀関高等学校<br>大分県立碩南高等学校 | 大分県立大分上野丘高等学校<br>大分県立大分舞鶴高等学校<br>大分県立大分雄城台高等学校<br>大分県立大分南高等学校<br>大分県立大分豊府高等学校<br>大分県立大分工業高等学校<br>大分県立大分商業高等学校<br>大分県立大分西高等学校<br>大分県立芸術文化短期大学附属緑丘高等学校<br>大分県立別府羽室台高等学校 | 大分県立中津北高等学校<br>大分県立中津工業高等学校<br>大分県立耶馬溪高等学校<br>大分県立四日市高等学校<br>大分県立宇佐産業科学高等学校<br>大分県立安心院高等学校<br>大分県立宇佐高等学校 |

| 六                                                                       | 五                                                                                                                                        |                              |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 玖日<br>珠田<br>郡市                                                          | 豊竹<br>後田<br>大野<br>市市                                                                                                                     |                              |
| 大分県立玖珠農業高等学校<br>大分県立森高等学校<br>大分県立日田高等学校<br>大分県立日田三隈高等学校<br>大分県立日田林工高等学校 | 大分県立三重高等学校<br>大分県立三重農業高等学校(本校)<br>大分県立三重農業高等学校久住分校<br>大分県立緒方工業高等学校<br>大分県立三重総合高等学校(本校)<br>大分県立三重総合高等学校久住分校<br>大分県立竹田高等学校<br>大分県立竹田商業高等学校 | 大分県立佐伯豊南高等学校<br>大分県立佐伯鶴岡高等学校 |

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年三月三十一日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の大分県立高等学校通学区域設定規則の規定は、平成十八年度に県立高等学校の第一学年に入学する生徒から適用し、この規則施行の際現に高等学校に在学している者の通学区域については、なお従前の例による。

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月一日

大 分 県 教 育 委 員 会

大分県教育委員会規則第二十二号

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則

大分県立高等学校学則(昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条・第十四条」を「第十三条―第十四条」に改める。

第十三条の四中「二十」を「三十六」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定)

第十三条の五 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒

が行う高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

別表の大分県立国東農工高等学校の項及び大分県立国東高等学校の項中「国東郡国東町」を「国東市」に改め、同表の大分県立双国高等学校の項中「東国東郡国見町」を「国東市」に改め、同表中

|              |    |         |     |                          |
|--------------|----|---------|-----|--------------------------|
| 大分県立日出陽谷高等学校 | 本校 | 速見郡日出出町 | 全日制 | 総合学科                     |
| 大分県立山香農業高等学校 | 本校 | 速見郡山香町  | 全日制 | 生活科学学科<br>農業経営科<br>園芸流通科 |

|              |    |         |     |                          |
|--------------|----|---------|-----|--------------------------|
| 大分県立山香農業高等学校 | 本校 | 杵築市     | 全日制 | 生活科学学科<br>農業経営科<br>園芸流通科 |
| 大分県立日出陽谷高等学校 | 本校 | 速見郡日出出町 | 全日制 | 総合学科                     |

に改め、同表の大分

県立碩南高等学校の項を削り、同表の大分県立佐賀関高等学校の項の次に次の一項を加える。

|            |    |     |     |     |
|------------|----|-----|-----|-----|
| 大分県立碩南高等学校 | 本校 | 由布市 | 全日制 | 普通科 |
|------------|----|-----|-----|-----|

別表の大分県立緒方工業高等学校の項の次に次の一項を加える。

|                                               |     |
|-----------------------------------------------|-----|
| 大分県立三重総合高等学校                                  |     |
| 本校                                            | 久住  |
| 豊後大野市                                         | 竹田市 |
|                                               |     |
| 全日制                                           | 全日制 |
| 普通科<br>生物環境科<br>メディア科<br>学科<br>キャリアアビ<br>ジネス科 | 農業科 |

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の大分県立国東農工高等学校の項及び大分県立国東高等学校の項の改正規定並びに同表の大分県立双国高等学校の項の改正規定は、平成十八年三月三十一日から施行する。

大分県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第二十三号

大分県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を改正する規則

大分県立盲学校、聾学校及び養護学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条・第十一条」を「第十条―第十一条」に改める。

第十条の次に次の四条を加える。

（他の学校の高等部又は県立高等学校における学習成果の単位認定）

第十条の二 校長は、教育上有益と認めるときは、高等部の生徒が当該校長と定めるところにより他の学校の高等部又は県立高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、高等部の生徒が他の学校の高等部又は県立高等学校において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該他の学校又は県立高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

（学外における学修の単位認定）

第十条の三 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、高等部の生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で教育長が別に定めるもの

二 知識及び技能に関する審査で教育長が別に定めるものの合格に係る学修  
三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で教育長が別に定めるもの  
（認定単位数）

平成十七年十月一日

大分県報号外（教育委規則）

高工學校高等工業方緒

|    |    |    |
|----|----|----|
| 高久 | 工總 | 緒三 |
| 校  | 校  | 校  |
| 分  | 學  | 學  |
| 住  | 等  | 等  |
| 久  | 高  | 高  |
| 校  | 業  | 業  |
| 合  | 工  | 工  |
| 總  | 方  | 方  |
| 緒三 | 重  | 重  |

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

平成十八年十月一日

大分県報号外（教育委訓令甲）